

6 福薬業発第 480 号  
令和 7 年 2 月 18 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

**「医薬品供給情報」登録システムへのご登録について（協力依頼）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

薬局や医療機関の医薬品の不足情報をリアルタイムで集約し、関係機関と情報共有することで、適切な供給体制を構築することを目的とした「医薬品不足情報」登録システムが一般社団法人医薬政策企画 P-Cubed により構築されました。

本システムの有効活用には、多くの薬局や医療機関からの情報提供が不可欠です。貴会会員薬局には、モニター薬局としての登録と定期的な情報提供をお願い申し上げます。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 426 号  
令 和 7 年 2 月 12 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

「医薬品供給情報」登録システムへのご登録について（協力依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、製薬企業から厚生労働省に対して、医薬品の出荷情報を報告することが義務付けされていますが、医療現場での不足状況を把握する仕組みは存在しておらず、製薬企業の「通常出荷」「限定出荷」などの情報が、医療現場での医薬品不足の状況と必ずしも一致していない問題が指摘されているところです。

薬局、医療機関の医薬品の不足情報に加え、製薬企業、医薬品卸などの間でリアルタイムに情報共有できるようにすることを目的に、一般社団法人医薬政策企画 P-Cubed（以下「P-Cubed」という）において、「医薬品不足情報」登録システムが構築されました。

本システムにおいては、医薬品不足情報の精度を上げるためにも、多くの医療機関・薬局からの医薬品の不足状況をご報告いただくことが必要となります。今般、別添のとおり、医薬品の不足情報を定期的にご報告いただけるようモニター薬局へのご登録に関する協力依頼が参りました。

現場の医薬品の不足情報をリアルタイムで把握していくことは重要なものであることから、貴会会員におかれましてもより多くの薬局にモニター薬局としてご登録いただき、医薬品の不足情報を当システムに定期的にご報告いただけますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

（別添）

医薬品供給情報モニター薬局システムご紹介のお願い

（令和7年2月、一般社団法人医薬政策企画 P-Cubed 代表理事 坂巻 弘之）

令和7年2月吉日

公益社団法人 日本薬剤師会  
会長 岩月 進 殿

一般社団法人 医薬政策企画 P-Cubed  
代表理事 坂巻 弘之

## 医薬品供給情報モニター薬局システムご紹介のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当法人に格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ながら、このほど、当法人ホームページに「医薬品不足情報」登録システムを構築しました。現在日本では、厚労省に対して製薬企業から出荷情報を報告することが義務付けられていますが、医療現場での不足を把握する仕組みは存在していません。また、企業の「通常出荷」や「限定出荷」などが、医療現場での医薬品不足と必ずしも一致していない問題も指摘されています。本システムでは、医療現場での不足医薬品を直接報告して頂き、医薬品不足状況を薬局、医療機関に加え、製薬企業、医薬品卸などの間でリアルタイムに情報共有できるようにすることを目的としています。

一方で、医薬品不足情報の精度を上げるために、モニター薬局としてご登録頂き、不足情報を定期的にご報告(入力)して頂きたいと考えています。

つきましては、本モニター薬局の仕組みにつきまして貴会会員にご紹介頂きますようお願い申し上げます。結果として、会営薬局など、基幹薬局として地域に貢献されている多くの薬局関係者が登録されることを期待しております。

謹 白

### 記

#### 1. モニター薬局登録方法

別紙「モニター施設申込書」に必要事項をご記入頂き、当法人宛にメールにてお送り下さい。  
システムから登録頂いたメールアドレス宛に登録完了のお知らせメールが届きます。

#### 2. 医薬品不足情報登録方法

- ① 当法人ホームページの「国内不足情報」入力ページから不足情報を入力下さい。
- ② 入力頂く情報は、施設属性(必須入力 2 項目、自由入力項目 5 項目)と、不足医薬品です。不足医薬品については、以下の必須項目について入力いただき、1回に最大 10 品目入力できます。入力にかかる時間は1品目について1分程度です。
  - ✓ 一般名または商品名
  - ✓ 剤型(選択肢)
  - ✓ 規格
  - ✓ 入手困難の状況(選択肢)
  - ✓ 臨床における問題状況(選択肢)

- ③ 入力頻度は、基本的に週1回お願いします。  
当法人から前々週の不足情報集計がメールで送られてきますので、メール受取のタイミングを目安として、前週の不足情報を入力下さい。

### 3. 情報の取り扱い

- ① モニター薬局登録のための情報は、当法人の「個人情報保護方針」に従い、目的以外に使用しません。メールアドレスは、集計結果報告等のメール送信に用います。
- ② 入力画面は Google Form で作成されていますが、モニター薬局での入力にあたり、入力者の個別情報(メールアドレスや位置情報など)は収集しません。

### 4. 入力頂いたデータの取り扱い

- ① Google Form から csv ファイルとしてデータをダウンロードし、ウイルス除去対策のなされた当法人サーバーにデータ(生データ)が保管されます。
- ② 生データから、不足医薬品リストとして集計され、当法人ホームページに公開されます。
- ③ モニター薬局には、集計情報がメール配信されます。
- ④ 医薬品不足緩和、安定供給向上のため、個別に情報取り扱いについて契約締結した薬剤師会などの職能組織や学会、製薬企業と製薬企業の業界団体、厚生労働省などの規制当局などに生データを提供することがあります。

### 5. モニター薬局としてご登録頂くことのメリット

- ① 基本的に、週1回、不足情報集計がメールで送られてきます。
- ② 当法人ホームページ上に賛助会員向けに作成している以下の情報を閲覧できます。  
(賛助会員以外は閲覧できません。)
  - ✓ 供給関連情報:各国の医薬品不足対策、個別医薬品不足対策情報など
  - ✓ 医薬政策情報:社会保障制度、薬価制度、ジェネリック医薬品、薬局・薬剤師などに関する各国規制当局、企業などの取り組みや研究論文情報など
  - ✓ 諸外国医薬品不足情報(米・加・濠・英・独・仏・EU)の閲覧(会員以外も閲覧可)
- ③ モニター薬局としての費用はかかりません(賛助会員は年間1口 10万円)。

以上

【E-Mail】 [info@pcubed.jp](mailto:info@pcubed.jp)

(※ 事務局記入) モニター施設番号	
-----------------------	--

一般社団法人 医薬政策企画 P-Cubed  
モニター施設申込書

一般社団法人医薬政策企画 P-Cubed 代表理事 坂巻 弘之 殿

一般社団法人 医薬政策企画 P-Cubed のモニター施設になることを申請いたします。

申請日 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(フリガナ)	
施設名称	
所在地都道府県	
施設属性(該当に☑)	<input type="checkbox"/> <sub>1</sub> 薬局 <input type="checkbox"/> <sub>2</sub> 病院 <input type="checkbox"/> <sub>3</sub> 診療所 <input type="checkbox"/> <sub>4</sub> その他(具体的に: _____)
ご担当者・氏名	
E-Mail	

- ◆ 本申請書に記入の上、上記 E-mail 宛にメール添付にてお送り下さい。  
([info@pcubed.jp](mailto:info@pcubed.jp) [p の後にハイフンはいりません])。
- ◆ [info@pcubed.jp](mailto:info@pcubed.jp) から「(一社) 医薬政策企画 P-Cubed 会員登録完了のお知らせ」メールが送信され、モニター施設登録完了となります。
- ◆ その後、医薬品不足状況を基本的に毎週メールでお送りします。
- ◆ 医薬品不足情報は、入力画面から原則として、毎週、定期的に入力下さい。
- ◆ モニター施設をおやめになりたい場合は、上記メールアドレスに退会申し込みメールをお送り下さい。
- ◆ お送りいただきました情報は、本法人の「個人情報保護方針」に従い、目的以外に使用しません。